

伊予市補助金等交付規則及び伊予市補助金等の取り扱いに関するガイドライン新旧対照表

	変更後	変更前	備考
補助金等交付規則			
第1条	この規則は、法令その他別に定めるものを除くほか、市が交付する補助金等について、その交付手続等について基本的事項を定めることにより、_____予算の執行の適正化を図ることを目的とする。	この規則は、法令その他別に定めるものを除くほか、市が交付する補助金等について、その交付手続等について基本的事項を定めることにより、 <u>補助金に係る</u> 予算の執行の適正化を図ることを目的とする。	文言の修正
第7条	市長は、補助金等の交付に係る可否を決定したときは、速やかに申請者に対し、補助金等交付決定____通知書を交付するものとする。	市長は、補助金等の交付に係る可否を決定したときは、速やかに申請者に対し、補助金等交付決定・ <u>却下</u> 通知書を交付するものとする。	却下を削除
第9条	7条の規定により補助金等の交付の決定を受けたものは、補助事業等の内容、事業費、財源、事業期間等の変更が生じたとき(市長が定める軽微な変更を除く。)は、補助金等変更承認申請書により、補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、…	7条の規定により補助金等の交付の決定を受けたものは、補助事業等の内容、事業費、財源、事業期間等の変更が生じたとき(市長が定める軽微な変更を除く。)は、補助金等変更承認申請書により、補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、…	読点の追加
第10条	市長は、前条に規定する補助事業等の変更、中	市長は、前条に規定する補助事業等の変更、中	文言の修正



	_____同項の報告は要しないものとする。	かかわらず、同項の報告は要しないものとする。	
第22条	(補則) この規則に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。	(委任) この規則の施行について必要な事項は、別に市長が認める。	内容の修正
附則	(削除)	(施行期日)	文言の修正
伊予市補助金等の取り扱いに関するガイドライン			
7ページ	<u>3 補助金執行に係る原則について</u>	<u>3 具体的な補助基準</u>	・規則、ガイドライン、要綱の位置付けを再設定
17ページ	補助金交付決定____通知書 補助金等変更承認____通知書 補助事業等中止(廃止)承認____通知書	補助金交付決定・却下通知書 補助金等変更承認・却下通知書 補助事業等中止(廃止)承認・却下通知書	「・却下」の削除
20ページ	伊予市〇〇補助金交付申請書 ㊦の削除 ※押印が必要な場合は、㊦の設定をすること。		㊦の削除 注記の追加
23ページ	伊予市〇〇補助金交付決定____通知書 2 交付しない決定	伊予市〇〇補助金交付決定・却下通知書 2 却下_____	「・却下」の削除 却下の変更

24 ページ	伊予市〇〇補助金変更承認申請書 ㊟の削除 ※押印が必要な場合は、㊟の設定をすること。		㊟の削除 注記の追加
25 ページ	伊予市〇〇補助事業中止(廃止)承認申請書 ㊟の削除 ※押印が必要な場合は、㊟の設定をすること。		㊟の削除 注記の追加
26 ページ	伊予市〇〇補助金変更承認____通知書 2 承認しない決定	伊予市〇〇補助金変更承認・却下通知書 2 却下_____	「・却下」の削除 却下の変更
27 ページ	伊予市〇〇補助事業中止(廃止)承認____通 知書 2 承認しない決定	伊予市〇〇補助事業中止(廃止)承認・却下通 知書 2 却下_____	「・却下」の削除 却下の変更
28 ページ	伊予市〇〇補助事業実績報告書 ㊟の削除 ※押印が必要な場合は、㊟の設定をすること。		㊟の削除 注記の追加
32 ページ	伊予市〇〇補助金交付請求書 ㊟の削除 ※押印が必要な場合は、㊟の設定をすること。		㊟の削除 注記の追加